

糸満市住宅リフォーム支援事業Q&A

No	分類	Q	A
1	対象工事	申込者が糸満市に引っ越してきた場合は、対象となりますか？	応募期間までに糸満市に住所があり、現に移住していれば対象となります。
2	対象工事	どのような工事が補助対象となるのか？	対象工事費が20万円以上の工事で、市内に本社を有する法人又は、市内に事務所を有する個人であって市内に住民登録している工事業者を利用する対象工事（バリアフリーや省エネ、空き家、住宅の耐久性向上、子育て、テレワーク）に該当する工事。
3	対象工事	工事業者で市内に支店がある場合は対象となるか？	対象となります。営業所等が糸満市にあり、営業開始届出書を提出し法人市民税を支払っているなど、糸満市に税を納めている会社等が対象となります。
4	対象工事	店舗等の併用住宅の場合、補助対象となりますか？	併用住宅に関しては住居部分のみ対象となります。
5	対象工事	他の補助を受けていると補助対象外となるのか？	補助対象外となります。併用はできません。ただし、本事業の補助対象工事と他で受けている補助事業の対象工事が異なる場合は認められます。
6	対象工事	自己が所有する共同住宅をリフォームする場合は、補助対象となりますか？	補助対象となりません。自己が所有する共同住宅に自分で居住している場合は、その居住部分のリフォームであれば対象となります。ただし、自分で居住していることが確認できる公的な書類（住民票等）が必要です。
7	対象工事	共同住宅で借家人がリフォームする場合、補助対象となりますか？	居住部分のみ対象となります。ただし、共同住宅の所有者のリフォーム工事承諾書（様式第4号）が必要になります。
8	対象工事	現在、糸満市に居住していませんが、これから移住してくる場合は補助対象となりますか？	当該支援事業にて改修した住居に住むのであれば対象となります。ただし、これから移住してくるということが確認できる書類（住宅の売買契約書や賃貸借契約書等）が必要です。
9	対象工事	建物の名義が親と子の共有名義になっていますが、親と子でそれぞれの申し込みは可能ですか？	共有名義であっても、1つの住宅に対し、1人の申請しか補助の対象となりません。ですから、どちらか一方での申し込みとなります。
10	対象工事	建物の登記上の所有者が死亡しているため、配偶者又は親子が申込をすることは可能ですか？	事実関係が確認できれば対象となります。
11	対象工事	施工業者が糸満市に引っ越してきた場合は対象となりますか？	応募期間内に糸満市に登録しているならば対象となります。
12	対象工事	対象住宅の所有者が居住しておらず、親族等が居住している場合は対象となりますか？	所有者の承諾書（様式第4号）が確認できれば対象となります。
13	対象工事	リフォームする箇所が2業種あって、それぞれ別々の専門業者（2社）に契約して補助申請しても、補助対象となりますか？	各工事が対象となる工事であれば補助対象となります。ただし、申請は同一人・同住宅に対して1回限りで、補助金額は各工事の合計金額の20%に相当する額となります。申請書には契約金額の合計を記入してください。
14	対象工事	用途変更した場合（例：事務所→住宅）対象となりますか？	応募期間までに居住しており、住民票登録されていれば対象となります。
15	対象工事	別荘などを所有している場合には、別荘のリフォームの申請はできますか？	現に居住している住宅ではないので、別荘はできません。
16	対象工事	1人で市内の異なる場所に複数の家を所有している場合、複数のリフォームは可能か？	住民登録され、現に住んでいる住宅が助成対象です。
17	対象工事	一度に住宅内の複数個所のリフォームを申請することは可能ですか？	対象工事の範囲なら可能ですが、1回の申請で複数個所の見積書と写真を添付して、申請してください。
18	対象工事	同一賃貸住宅で、賃貸している部屋が違うのですが申請はできますか？	同一住宅については共有者一人に限ります。
19	対象工事	屋外での「バリアフリー工事」も補助対象になりますか？	申請建物までのアプローチ部に対するバリアフリー工事は屋外でも対象となります。

20	対象工事	バリアフリー工事以外の省エネ改修工事も事業の対象となることはありますか？	対象です。本事業の対象はバリアフリー、省エネ、空き家、住宅の耐久性を向上、子育て、テレワークに該当する改修工事です。
21	対象工事	バリアフリー工事とはどういう工事ですか？	手摺の設置や段差解消等の工事です。詳しくは別添の工事対象を参照してください。糸満市のホームページより閲覧できます。
22	対象工事	省エネ給湯器設備は対象になりますか？	省エネ給湯器設備については対象外となります。
23	対象工事	IH調理設備は対象になりますか？	バリアフリー工事(専用コンセント設置、水道切回し工事等)に該当し、補助の対象となります。ただし、IH調理器本体、新設調理台及び既存ガスコンロ、台、ガス配管の撤去処分に係る費用は対象外です。
24	申請	申請はどのようにしたらよいですか？	工事が始まる前に、申請者又は代理人が申請書に添付書類を添えて提出してください。
25	申請	申請は1回だけですか？	1回だけです。過去に補助金の交付があった補助対象者又は対象住宅は今後補助は受けられません。
26	申請	市役所受付窓口(まちづくり課)への申請書の提出は、申請者本人でないとはいけませんか？	委任状を添付していただければ、申請者本人ではなくても提出は可能です。
27	申請	工事がすでに終わっている(もしくは工事をすでに開始している)リフォーム工事は、補助対象となりますか？	対象になりません。工事着手前に申請をし、交付決定後に着手することになります。
28	申請	補助金交付申請書には、工事見積書を添付書類として提出するようになっていますが、どの程度のものを準備すればいいですか？	「〇〇工事 一式」というような記載ではなく、工事内容(工事名称・適用等)がわかるような見積書を提出してください。
29	申請	交付申請後、工事をしないことになり辞退する場合は？	補助金交付取下げ届(様式第8号)を提出してください。
30	申請	交付決定後、工事をしないことになり辞退する場合は？	補助金計画変更承認申請書(様式第9号)を提出してください。
31	申請	経費(管理費等)及び消費税は込みか？	本事業で工事金額とは、直接工事費・管理費等・消費税等の合計金額です。補助金額とは対象工事費の20%・40%です。(上限20万円。ただし1,000円未満切り捨て)対象の改修工事によって工事費の補助比率が異なりますので、詳しくは糸満市のホームページより確認して下さい。
32	申請	補助金交付請求から支払いまでどれくらいの期間がかかりますか？	補助金交付請求受付後、30日以内に補助金は交付します。
33	工事	当事業の補助を受ける場合、いつ頃から工事を開始できるか？	糸満市から補助交付決定通知書(様式第6号)が届き次第工事着手可能です。
34	工事	市役所で業者を指定していないのか？	当事業で市内の工事業者を利用していただくこと以外は、業者の指定はしていません。
35	工事	交付決定を受けた後に、工事の内容が変わった場合は？	内容に変更が生じた場合は、補助金計画変更承認申請書(様式第9号)を提出してください。
36	その他	要綱はどこに行けばもらえますか？	糸満市ホームページ上、もしくはまちづくり課窓口にて配布します。
37	その他	来年度も当事業は実施されますか？	未定です。
38	その他	支援事業としての市の予算はいくら準備されていますか？	100万円です。
39	その他	市内に事務所を有する個人であって市内に住民登録をしている施工業者とは？	市内に住民登録及び事務所を置き、建設及びリフォーム関連の事業を継続的に営む個人で、個人事業等の申告をしている個人事業です。

40	その他	子育て世帯の基準はありますか？	今年度中に18歳以下の者がいる世帯となります。 (平成19年4月2日以降に生まれた者がいる世帯になります)
----	-----	-----------------	--